

東京都の障害者就業・生活支援センター

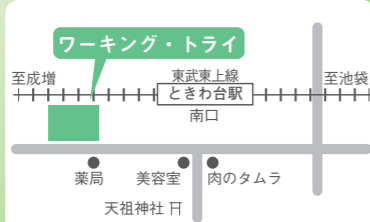
ワーキング・トライ



社会福祉法人 JHC 板橋会

〒174-0072
板橋区南常盤台
2-1-7

Tel:03-5986-7551
Fax:03-3554-8202



TALANT



NPO 法人わかさ福祉会

〒192-0046
八王子市明神町
4-5-3
橋捷ビル4F

Tel:042-648-3278
Fax:042-648-3598



アイキャリア



NPO 法人まひろ

〒158-0091
世田谷区中町
2-21-12
なかまち NPO センター
306

Tel & Fax:
03-3705-5803



けるん

NPO 法人青少年自立援助センター

〒197-0022
福生市本町
94-9
G.C.Cビル1F

Tel & Fax:
042-553-6320



オープナー



社会福祉法人多摩棕櫚亭協会

〒186-0003
国立市富士見台
1-17-4

Tel:042-577-0079
Fax:042-575-8332



WEL'S



NPO 法人 WEL'S

〒101-0054
千代田区神田錦町
3-21
ちよだプラットフォーム
スクエア CN312

Tel:03-5259-8372
Fax:03-5837-2345



東京障害者就業・生活支援センター連絡会とは

東京障害者就業・生活支援センター連絡会は、都内に配置された6センターで構成され、各センターが連携し、情報の共有や、東京における就労支援の課題解決に向けた意見交換を行なうため、定例会を実施しています。また、東京労働局、東京都福祉保健局、東京都産業労働局等の行政機関と意見交換会を実施し、施策提言、また調査研究事業等を行政より受託実施しています。

代表 清家 政江 (障害者就業・生活支援センター ワーキング・トライ センター長)
副代表 堀江 美里 (障害者就業・生活支援センター WEL'S センター長)

代表連絡先 Tel:03-5986-7551 (ワーキング・トライ)

障害のある方が 生き生きと 働き続けるため の支援



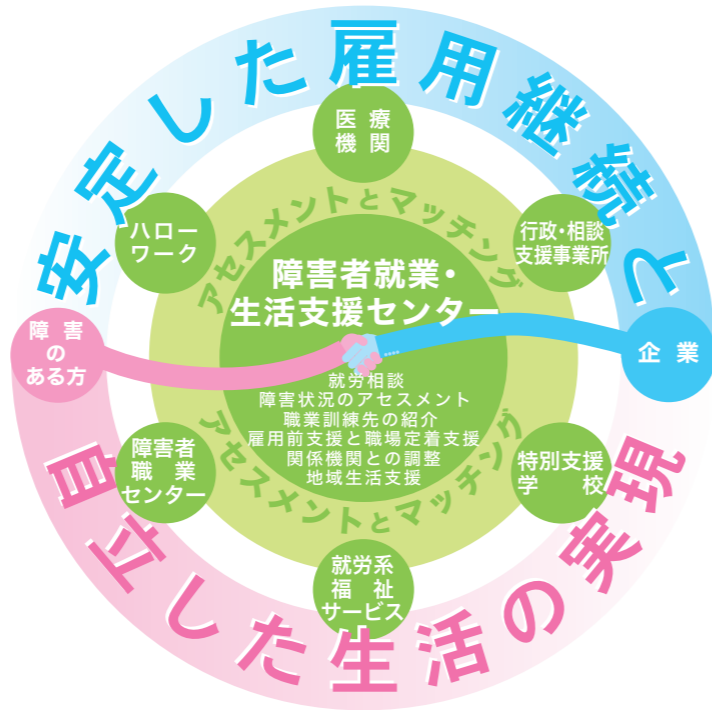
東京障害者就業・生活支援センター連絡会

厚生労働省・東京都委託事業

障害者就業・生活支援センターとは

障害者就業・生活支援センターは、「障害者の雇用促進等に関する法律」に規定されている事業です。現在、全国に326センターがあり（2015年）、厚生労働省や都道府県から地域の福祉団体が委託を受け、東京都内には6センターが設置されています。具体的な業務としてはハローワークをはじめ、行政機関、就労移行支援事業所等の福祉サービス、区市町村障害者就労支援センター、障害者職業センター、医療機関、特別支援学校等の関係機関と連携しながら、「障害のある方の就労支援」と、「企業への雇用支援」を行っています。

東京都においては、2018年の精神障害者の雇用率算定化に向けて、積極的に障害者雇用を進める企業が増えています。一方、精神障害はじめ、発達障害、高次脳機能障害のある方の雇用と定着支援が大きな課題となっています。また今後、身近な地域にある中小企業の雇用支援も必須です。そのため、当センターの責務もこれまで以上に大きくなっています。障害のある方が活き活きと働き続けるためにセンターは取り組んでいきます。



支援概要

■ 就労を希望される障害のある方の支援

- ・ 障害特性や課題を把握し、就労に向けた準備支援をサポートします。
- ・ 就職活動前の企業への面接同行支援、雇用後の環境調整や安定的な職場訪問、面談等のフォローアップをします。

■ 日常生活に関わる支援

- ・ 本人が就労継続をするために必要な生活面の支援を関係機関と連携し実施します（他の障害福祉サービスの活用、保健所・医療機関等との連絡調整、グループホーム居住支援等）。

■ 企業への雇用管理に関する支援

- ・ 採用された障害のある方の職場定着支援や雇用に関わる相談支援を行います。

東京の障害者就業・生活支援センターの特徴

登録される方の住まいや働く地域に限らず支援

登録される方の居住地や働く地域等の行政区等との制約はありません。都内以外に他県の方のご相談やご登録も対応可能です。



ネットワークの構築、研修会、調査事業等の実施

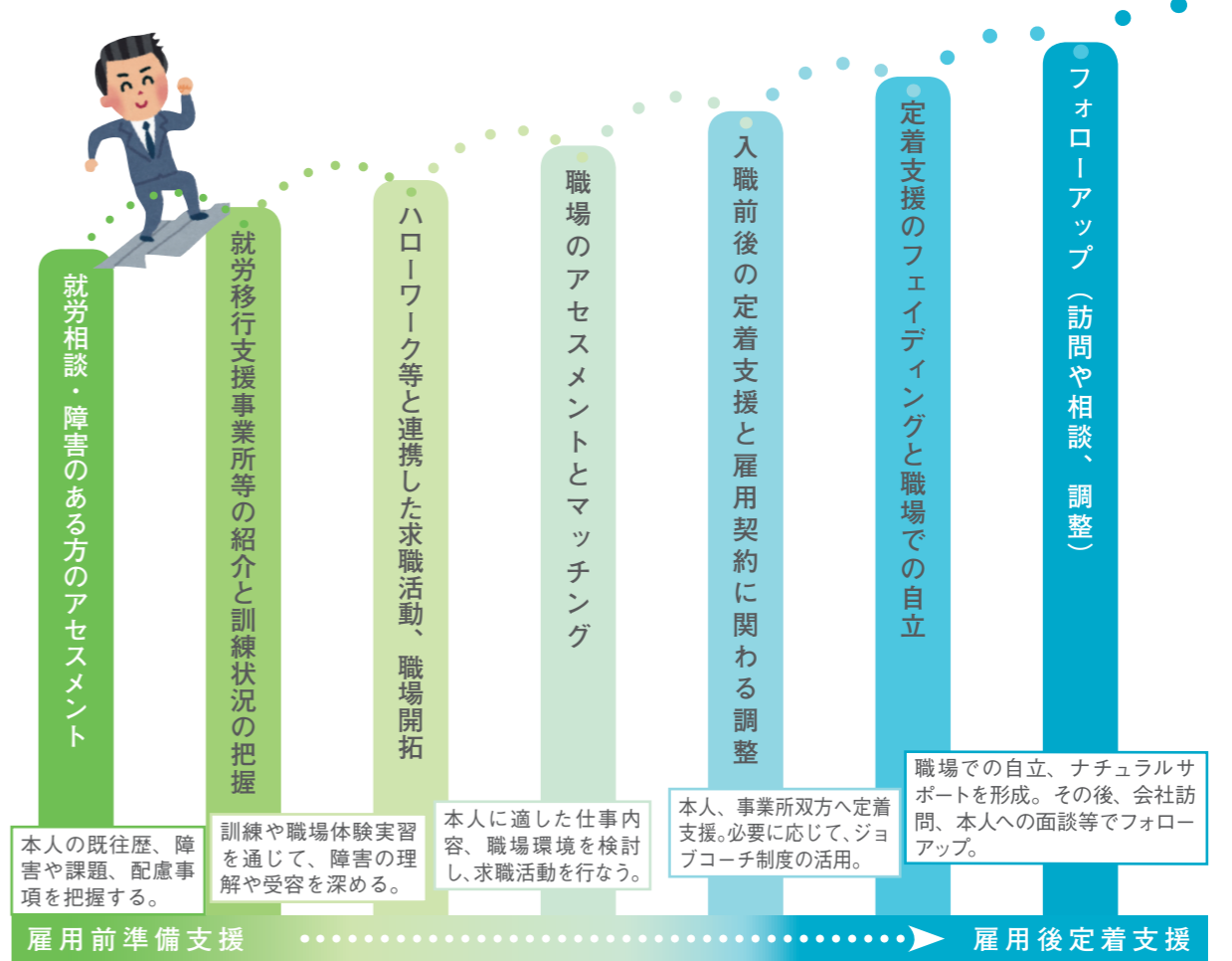
関係機関とのネットワークの構築をめざし、研修会、連絡会、調査事業を実施しています。



障害のある方への支援とプロセス

障害のある方が安定した雇用につながるためには、以下の様なプロセスを踏むことをおすすめします。

1. 支援をご希望される場合は登録制になっています。関係機関の支援を受けている方は情報の提供をお願いしています。
2. 利用料・相談料はかかりません。
3. 障害種別は特に問いません。
4. センター近辺にお住まいの方、お仕事をされている方（希望される方）であれば、どこの都県、区市町村にお住まいの方でも相談や登録は可能です。
5. 利用期間はありません。
※各センターごとに登録について多少の相違がありますので、詳しくは各センターにお問い合わせ下さい。



企業からのご相談内容と支援

- ・ 障害のある方に従事する業務が分からない。
- ・ 障害についての基礎的な知識がないので教えて欲しい。
- ・ 雇用しても、定着が上手くいかない。
雇用管理の方法を教えて欲しい。
- ・ ジョブコーチの支援を受けたい。

■ 企業の方への雇用全般の支援

個々の企業のニーズに応じて、雇用前後の支援以外に、情報提供、コーディネートをおこないます。

雇用に関する相談

- ・ 障害特性に応じた仕事内容、職場環境、採用方法、体験実習等についてのご相談。
- ・ ハローワーク、就労移行支援事業所、学校等と連携したコーディネート。

定着に関する相談

- ・ 障害のある方の雇用管理に係る相談、助言。
- ・ 障害のある方のキャリアアップに係る相談、助言。